

岡山県中小企業振興資金融資制度要綱

制 定 昭和57年4月1日
岡山県告示第369号
最終改正 平成27年9月18日

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合（次号において「企業組合」という。）をいう。
- (2) 小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の会社、個人及び企業組合をいう。
- (3) 組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会、同項第7号に規定する協業組合及び同項第8号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条に規定する酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条に規定する内航海運組合をいう。
- (4) 親事業者 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第2項に規定する親事業者であって、中小企業者であるものをいう。
- (5) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて設立された商工会議所をいう。
- (6) 商工会連合会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づいて設立された商工会連合会をいう。
- (7) 産業廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項若しくは第4項又は第14条の4第1項若しくは第4項の許可を受けた者をいう。
- (8) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (9) 金融機関 知事の指定する取扱金融機関をいう。
- (10) 責任共有制度 責任共有制度要綱（平成18.09.12中庁第2号）に基づく信用保証制度をいう。

(11) 小口零細企業保証 小口零細企業保証制度要綱（平成19.08.13中庁第1号）に基づく信用保証制度をいう。

（資金の種類）

第3条 この要綱に定める資金の種類は、別表のとおりとする。

（融資を受ける者の資格）

第4条 融資を受ける資格を有する者は、別表各号に掲げる資金の種類ごとに、それぞれ同表の融資の対象者の欄に掲げる要件に該当するもので、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上（IT（情報技術）活用資金については6箇月以上）継続して、保証協会の保証対象事業を営んでいること。

(2) 県税を滞納していないこと。

(3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(4) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。

(5) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証融資の償還が適正になされていること。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、別表のとおりとする。

（認定等）

第6条 別表に定める融資の条件により、知事の認定又は商工会議所若しくは商工会連合会の推せんを受けなければならない資金の融資を受けようとする者は、あらかじめ別に定めるところにより認定等を受けなければならない。

（経費の補助）

第7条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の一部を保証協会又は金融機関に補助するものとする。

（融資の申込方法等）

第8条 この要綱による融資は、金融機関が定める融資申込書又は保証協会が定める信用保証申込書に知事の認定書（知事の認定を受けなければならない場合に限る。）及び金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、金融機関又は保証協会へ申込むものとする。

（融資を受けた者の遵守事項）

第9条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

（調査）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資について調査することができる。

（報告）

第11条 金融機関又は保証協会は、融資又は保証の実績について別に定める様式により毎月知事に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 2 平成21年4月1日以後この要綱に基づく新規の融資については、第3条から第6条まで及び第8条の規定にかかわらず、当分の間行われぬものとし、同日前に保証協会がした保証の承諾に係る融資については、なお従前の例により行われるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 岡山県公害防止施設整備資金融資制度要綱（昭和44年岡山県告示第227号）
- (2) 岡山県小規模企業対策資金保証融資制度要綱（昭和48年岡山県告示第348号）
- (3) 岡山県中小企業特別対策資金融資制度要綱（昭和48年岡山県告示第349号）
- (4) 岡山県中小企業安定対策資金融資制度要綱（昭和51年岡山県告示第252号）
- (5) 岡山県中小企業自己資本充実資金融資制度要綱（昭和51年岡山県告示第253号）
- (6) 岡山県大型店進出対策資金融資制度要綱（昭和53年岡山県告示第275号）
- (7) 岡山県中小企業新技術等開発資金融資制度要綱（昭和53年岡山県告示第276号）
- (8) 岡山県地域産業対策資金融資制度要綱（昭和54年岡山県告示第378号）
- (9) 岡山県同和高度化事業対策資金融資制度要綱（昭和55年岡山県告示第484号）

(経過措置)

- 3 この要綱による廃止前の次の表の上欄に掲げる要綱に基づいて融資した同表中欄に掲げる資金は、それぞれ同表下欄に掲げるこの要綱による資金とみなして、この要綱の規定を適用する。

上欄	中欄	下欄	
岡山県小規模企業対策資金融資制度要綱	季節資金	小規模企業	季節資金
	その他の資金	対策資金	県小口資金
	災害資金	災害資金	
岡山県中小企業特別対策資金融資制度要綱	輸出関連資金	体質改善資金	
	体質改善資金		
	省資源・省エネルギー資金	省資源・省エネルギー資金	
岡山県同和高度化事業対策資金融資制度要綱	当該要綱に基づく資金	同和高度化事業対策資金	
岡山県中小企業自己資本充実資金融資制度要綱	当該要綱に基づく資金	自己資本充実資金	
岡山県中小企業安定対策資金融資制度要綱	当該要綱に基づく資金	安定対策資金	
岡山県大型店進出対策資金融資制度要綱	小規模小売業者融資	大型店進出対策資金	
岡山県中小企業新技術等開発資金融資制度要綱	当該要綱に基づく資金	新技術開発・導入資金	

岡山県地域産業対策資金融資制度要綱	地域安定資金	地域安定資金
	企業再建資金	企業再建資金
	過疎振興資金	地域振興資金
	地場産業振興資金	
岡山県公害防止施設整備資金融資制度要綱	当該要綱に基づく資金	公害防止施設整備資金

4 前項の規定にかかわらず、この要綱による廃止前の前項の表の上欄に掲げる要綱に基づいて融資した施行日前の借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

5 廃止前の岡山県中小企業特別対策資金融資制度要綱に基づく倒産関連資金及び認証製造資金並びに岡山県大型店進出対策資金融資制度要綱に基づく組合融資については、なお従前の例による。

(特例措置)

6 別表第1号及び第2号の規定の適用については、平成10年7月1日から平成21年3月31日までの期間に融資申込みをしている者の当該申込みに対する融資に限り、同表第1号中「750万円」とあるのは「1,250万円」と、同表第2号中「(3) 直前期の決算における経常利益率が直前前期の決算における経常利益率に比して10%以上低下していること。」とあるのは「(3) 直前期の決算における経常利益率が直前前期の決算における経常利益率に比して10%以上低下していること、又は直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を生じていること。」と、「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とする。

附 則 (昭和59年岡山県告示第332号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年岡山県告示第679号)

(施行期日)

この告示は、昭和59年8月3日から施行する。

附 則 (昭和60年岡山県告示第315号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年岡山県告示第325号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年岡山県告示第365号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表第10号に基づいて融資した資金は、岡山県商店街振興対策資金融資制度要綱（昭和56年岡山県告示第819号）に基づいて融資したものとみなす。

附 則（昭和62年岡山県告示第566号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年岡山県告示第343号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年岡山県告示第402号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成2年岡山県告示第342号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成2年岡山県告示第778号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定のうち保証料に関する部分は、平成2年9月20日以後の借入れに係る借入金について適用する。

附 則（平成2年岡山県告示第900号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成2年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までの借入れに係る借入金に対するこの告示の施行の日から同日後最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成2年岡山県告示第967号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成3年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までの借入れに係る借入金に対するこの告示の施行の日から同日後最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成3年岡山県告示第291号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱（以下「新要綱」という。）別表第3号に定める資金のうち(6)に係る融資利率に関する部分は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の借入れに係る借入金の利息について適用し、施行日の前日までの借入れに係る借入金の利息については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定を除くほか、新要綱の規定にかかわらず、施行日の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成3年岡山県告示第489号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成3年7月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表第9号に定める資金の融資利率に関する部分は、この公示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の借入れに係る借入金の利息について適用し、施行日の前日までの借入れに係る借入金の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成3年岡山県告示第754号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成3年12月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成4年岡山県告示第235号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成4年岡山県告示第334号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成4年岡山県告示第634号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成4年岡山県告示第717号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成4年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成5年岡山県告示第219号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成5年岡山県告示第626号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成5年岡山県告示第727号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成5年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成6年岡山県告示第206号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日にこの告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表第14号の規定により融資した資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年岡山県告示第518号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年岡山県告示第818号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表第14号の規定により融資した資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年岡山県告示第88号)

この告示は、平成7年2月15日から施行する。

附 則 (平成7年岡山県告示第298号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年5月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年岡山県告示第578号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年岡山県告示第181号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成8年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年岡山県告示第221号)

(施行期日)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年岡山県告示第186号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成9年岡山県告示第660号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成9年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成10年岡山県告示第237号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年岡山県告示第387号）

この告示は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年岡山県告示第191号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年岡山県告示第329号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成11年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに融資の申込みをしている者の当該申込みに対する融資に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年岡山県告示第409号）

この告示は、平成11年7月15日から施行する。

附 則（平成12年岡山県告示第196号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年岡山県告示第249号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年岡山県告示第257号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年岡山県告示第645号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年岡山県告示第194号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前日にこの告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定により融資した資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年岡山県告示第192号）

（施行期日）

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成15年岡山県告示第136号）

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年岡山県告示第317号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年岡山県告示第227号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱に基づいて融資した資金（以下「融資済資金」という。）については、この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、融資済資金に係る利息については、施行日の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息に限り、なお従前の例による。

附 則（平成17年岡山県告示第219号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年岡山県告示第369号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日にこの告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱に基づいて融資した資金については、この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年岡山県告示第632号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定により融資した資金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年岡山県告示第217号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年岡山県告示第209号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年岡山県告示第450号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年岡山県告示第469号の2）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前の借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息及び施行日前に岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

（特例措置）

- 3 別表第1号の2の規定の適用については、平成19年10月1日から平成21年3月31日までの期間に融資申込みをしている者の当該申込みに対する融資に限り、同表中「750万円」とあるのは、「1,250万円」とする。

附 則（平成19年岡山県告示第538号の2）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年岡山県告示第158号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年岡山県告示第159号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年岡山県告示第244号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第213号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第482号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第443号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条及び第5条関係）

番号	資金の種類		融資の対象者	融 資 条 件							
				資金使途	融資限度額	融資期間（うち、据置期間）	償還方法	融資利率	保 証 料	担保及び保証人	信用保証
1	小規模企業対策資金	県小口資金	小規模企業者又は組合であつてその構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている者	事業経営に必要な資金（土地取得資金を除く。）	小規模企業者 1の2の県小口零細資金と合わせて750万円（組合転貸を含む。） 組合 1の2の県小口零細資金と合わせて5,000万円	7年以内（1年以内）	原則として月賦償還	責任共有制度の対象 年2.00% 責任共有制度の対象外 年1.85%	平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、付表（保証料）の料率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出できない場合に該当する者については、付表の区分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の料率とする。	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。	保証付き
1の2		県小口零細資金	小口零細企業保証の対象となる小規模企業者又は組合	同 上	750万円	同 上	同 上	年1.85%	同 上	同 上	同 上
1の3		短期資金	同 上	同 上	運転資金	小規模企業者 500万円（組合転貸を含む。） 組合 5,000万円	1年以内	月賦償還又は一括償還	責任共有制度の対象 年1.85% 責任共有制度の対象外 年1.7%	同 上	同 上
2	安定対策資金	一般資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 原則として最近3箇月の売上高が前年同期3箇月の売上高に比して、10%以上減少していること。 (2) 最近3箇月の平均在庫量が前年同期3箇月の平均在庫量に比して、30%以上増加していること。	経営の維持のために必要な運転資金（組合にあつては、組合の直接事業資金に限る。）及び親事業者の下請企業に対する支払い条件改善に必要な資金	中小企業者 3,000万円（親事業者の下請企業に対する支払改善の場合にあつては5,000万円） 組合 5,000万円	7年以内（1年以内）	原則として月賦償還	保証付き 責任共有制度の対象 年2.00% 責任共有制度の対象外 年1.85% 保証なし	同 上	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	原則として保証付き

		<p>(3) 直前期の決算における経常利益率が直前前期の決算における経常利益率に比して10%以上低下していること。</p> <p>(4) 原油又は原材料の価格の上昇により経営の安定に支障を生じており、次のいずれの要件も満たしている者</p> <p>イ 最近3箇月の売上原価の原油又は原材料の価格の上昇による影響を受ける経費が10%以上であること、又は売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額のうち原油又は原材料の価格の上昇による影響を受ける経費が10%以上であること。</p> <p>ロ 最近3箇月の売上高に占める原油又は原材料の価格の上昇による影響を受ける経費の割合が、前年同期の売上高に占める原油又は原材料の価格の上昇による影響を受ける経費の割合より、5ポイント以上増加していること。</p> <p>(5) 感染症の発生、火山の噴火等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じている者</p>					年2.05%			
3	企業再建資金	経営の安定に支障を生じ、商工調停士の指導を受けている中小企業者又は組合で、取引金融機関等の支援体制が確保されており、経営の危機を克服する者として、商工会議所又は商工会連合会の推せんを受けた者	経営の危機を克服するために必要な運転資金	2,000万円	7年以内（1年6箇月以内）	同上	保証付き 責任共有 制度の対象 年1.85% 責任共有 制度の対象外 年1.7% 保証なし 年1.9%	同上	同上	同上
4	I S O等認証取得支援資金	I S O（9000シリーズ及び14000シリーズ）等の認証取得を行う者	審査費用、コンサルタント費用等認証取得に直接必要な運転資金	500万円	5年以内（1年以内）	同上	保証付き 責任共有 制度の対象 年1.85% 責任共有 制度の対象外 年1.7%	同上	同上	必要に応じ保証付き

							保証なし 年1.9%				
5	I T (情報技術) 活用資金	次のいずれかに該当する会社 (中小企業者に限る。)又は組合 (1) インターネット等のネットワークを使い、商品の販売、サービスの提供及び企業間取引を行う者 (2) デジタル情報の制作やソフトウェア及び情報システムの開発及び支援並びにネットワークの構築、保守、運用等を行う者	インターネット等のネットワークによる商品の販売、サービスの提供及び企業間取引並びにデジタル情報の制作、ソフトウェア及び情報システムの開発及び支援並びにネットワークの構築、保守、運用等に必要資金	3,000万円	5年以内(1年以内)	同上	保証付き 責任共有 制度の対象 年1.85% 責任共有 制度の対象外 年1.7% 保証なし 年1.9%	同上	同上	同上	同上
6	災害資金	知事が指定する災害により、被害を受けた中小企業者又は組合	災害の復旧に要する資金	知事がその都度定める額	知事がその都度定める期間	知事がその都度定める方法	知事がその都度定める率	知事がその都度定めるところによる。	知事がその都度定めるところによる。	知事がその都度定めるところによる。	知事がその都度定めるところによる。
7	設備改善資金	次のいずれかに該当する者 (1) 工場、事務所、店舗、福利厚生施設、観光施設等の整備又は機械器具の取得を行う中小企業者又は組合 (2) 商店街の共同施設の整備を行う組合	工場、事務所、店舗、福利厚生施設、観光施設等の整備、機械器具の取得又は商店街の共同施設の整備に必要な資金(土地の取得資金を除く。)	1億円	10年以内(2年以内)	原則として月賦償還	保証付き 責任共有 制度の対象 年2.00% 責任共有 制度の対象外 年1.85% 保証なし 年1.85%	CRDモデルによって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、付表(保証料)の料率(年)以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条に規定する保険事故の発生率を算出できない場合に該当する者については、付表の区分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の料率とする。	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	必要に応じ保証付き	
8	環境対策資金	環境対策を行う中小企業者又は組合(ただし、資金用途が(1)又は(2)である場合は、知事の認定を受けた中小企業者又は組合に限る。)	(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 (2) 公害防止が困難な工場等の移転に必要な資金 (3) 省エネルギー施設及び自然エネルギー導入施設の設定に必要な資金 (4) 再生資源を原	3,000万円(ただし、知事が特に必要と認めたときは4,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 施設 7年以内(1年以内) 土地 10年以内(1年以内)	同上	保証付き 責任共有 制度の対象 年1.85% 責任共有 制度の対象外 年1.7% 保証なし 年1.7%	同上	金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、産業廃棄物の最終処分場は原則として担保物件とする。	同上	

			材料として利用 する製品の製造 に必要な設備の 設置又は改善に 必要な資金 (5) フロン類（ク ロロフルオロカ ーボン（C F C）、ハイドロ クロロフルオロ ーボン（H C F C）及びハイ ドロフルオロカ ーボン（H F C））使用施設 の代替施設の設 置及び回収装置 等の導入に必要 な資金 (6) 事業用の低公 害車の購入に必 要な資金 (7) 事業用ディー ゼル自動車への ディーゼル微粒 子除去装置（D P F）等の導入 に必要な資金 (8) 事業用に使用 している建築物 で事業継続に必 要なアスベスト 除去工事等に必 要な運転資金						
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

備考 この表中の融資利率は、全て変動金利とする。

付表（保証料）

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1. 5 2	1. 4 0	1. 2 4	1. 0 8	0. 9 2	0. 9 0	0. 8 0	0. 6 0	0. 4 5
責任共有制度 対象外の料率	1. 7 6	1. 6 0	1. 4 4	1. 2 8	1. 0 8	1. 0 0	0. 9 0	0. 7 0	0. 5 0

（単位：％）